

学校法人新富学園寄附行為

目次

第1章	総則	1
第2章	目的及び事業	1
第3章	役員及び理事会	2
第4章	評議員会及び評議員	4
第5章	資産及び会計	6
第6章	解散及び合併	8
第7章	補則	9
附 則	10

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は学校法人新富学園と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人の事務所を児湯郡新富町富田三丁目44番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い幼稚園教育並びに、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために、次の掲げる学校を設置する。

1 新富幼稚園

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため収益事業を行うことができる。

第3章 役員及び理事会

(役員)

第6条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち1人は、理事の互選により理事長となる。

(理事会)

第7条 この法人の事務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。

- 2 理事会は、理事長が招集する。
- 3 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 4 理事長は、理事の3分の1以上から会議に附議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内にこれを招集しなければならない。
- 5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決をすることができない。但し、第9項の規程による除斥の為過半数に達しないときは、この限りではない。
- 6 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の規定がある場合及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数で決する。
- 8 理事会は自己配偶者、もしくは3親等以内の親族の一身上に関する事件又は、自己もしくはこれらのものに特別の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し理事会の同意があるときは会議に出席し、発言することができる。
- 9 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(理事長の義務)

第8条 理事長は法令及びこの寄附行為に規定する職務を行い、この法人内部の事務を総括し、この法人の業務について、この法人を代表する。

(理事の代表権の制限)

第9条 理事長以外の理事は、この法人の行う業務について、この法人を代表しない。

(理事長・職務の代理又は代行)

第10条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けた時は、理事長があらかじめ指名する他の理事が順次に理事長の職務を代行し又は理事長の職務を行う。

第11条 理事は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 新富幼稚園長

- (2) 評議員の内から評議員会において選任された者 2 名
 - (3) 本法人に縁故ある学識経験者又は、功労者の中から前 2 号に規定する理事の過半数により選任された者 2 名
- 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する理事は、園長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任及び職務)

- 第 12 条 監事は、理事及びこの法人の職員（この法人の設置する学校の校長・教員・その他の職員を含む）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者から評議員会において選任する。
- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
 - 3 監事は、理事の業務執行の状況を監査すること。
 - 4 監事は、私立学校法第 37 条第 4 項に規定する職務を行う。
 - 5 監事は、必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求することができる。
 - 6 前項第 5 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
 - 7 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい侵害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員任期)

- 第 13 条 役員（第 11 条・第 1 項・第 1 号に規定する理事を除く、この条件以下同）の任期は 4 年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠役員の任期は前任者の残任期間とすることができる。
- 2 役員は、再任されることができる。
 - 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長にあっては、その職務を含む）を行う。

(役員補欠)

- 第 14 条 理事長は監事のうち、その定数の 5 分の 1 をこえるものが欠けた時は、1 カ月以内に補充しなければならない。

(役員解任)

- 第 15 条 役員が次の各号の（1）に該当するに当たったときは、理事総数の 4 分の 3 以上出席した理事会において理事総数の 4 分の 3 以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

できる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障の為職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に違反したとき
- (4) 役員たるにふさわしくない非行があったとき

(議事録)

第 16 条 議長は、理事会の開催の場所・日時・決議事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事 2 人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意見を議事録に記載しなければならない。

第 4 章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第 17 条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、11 人の評議員会をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に附議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内にこれを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員会に対して会議の 7 日前までに会議開催の場所・日時及び会議に附議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 評議員会に議長を置き会議の都度評議員の互選で定める。
- 7 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。但し、第 11 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 8 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 9 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 前項の場合に於いて、議長は評議員として議決に加わることができない。
- 11 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第 18 条 第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において同条第 2 項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評

議員」と読み替えるものとする。

(詰問事項)

第 19 条 次に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中間的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分。
- (4) 役員に対する報酬等（報酬・賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ）の支給の基準。
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄。
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功不能による解散
- (9) 解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における残余財産の帰属者の選定。
- (10) 寄附金品の募集に関する事項
- (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めた事項。

(評議員の選任)

第 20 条 評議員は次に掲げる者とする。

- (1) 新富幼稚園長
 - (2) この法人の職員のうち理事会において選任された者 2 名
 - (3) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 歳以上の者のうちから、理事会において選任された者 2 名
 - (4) 評議員から選任された理事以外の理事 2 名
 - (5) この法人に関係ある学識経験者及び功労者で、前 4 号に規定する評議員の過半数により選任された 4 名
- 2 前項第 1 号・第 2 号及び第 4 号に規定する評議員は、この法人の設置する学校の校長・職員及び理事の職を退いた時は、評議員の職を失うものとする。

(評議員会の意見具申等)

第 21 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(任期)

第 22 条 評議員の任期は 4 年とする。但し補欠の評議員の任期は、前任者の残存期間とすることができる。

- 2 評議員は再任されることができる。
- 3 評議員は任期満了の後でも後任の評議員が選任されるまでは、なおその職務を行う。

第 5 章 資産及び会計

(資産)

第 23 条 この法人の資産は次のとおりとする。

- (1) 財産目録記載の財産
- (2) 授業料・入学金
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 収益事業から生ずる収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 24 条 この法人の資産はこれを分けて基本財産・運用財産とする

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし財産目録中、基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収入事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合にはその指定に従って、基本財産又は運用財産及び収益事業用財産に編入する。

(基本財産等の処分の制限)

第 25 条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金はこれを処分してはならない。但し、この法人の事業の遂行上やむを得ない事情があるときは、理事会において、理事の 3 分の 2 以上の同意を得て、その一部に限り処分することができる。

(運用財産たる現金の運用)

第 26 条 運用財産のうち現金は確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に信託するか、又は郵便貯金もしくは定期貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 27 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実・授業料・入学金その他の運営財をもって支弁する。

(会計)

第 28 条 この法人の会計は学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という）に区分するものとする。

(予算・事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第 29 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも又同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5 年以上 8 年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 30 条 予算をもって定めるもののほか、新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）についても同様とする。

(決算剰余金等の処分)

第 31 条 決算は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 決算は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に理事長において、監事の意見を付して評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 3 学校会計の決算上剰余金を生じた時は、その一部又は全部を基本財産もしくは、運用財産中の積立金に編入しなければならない。
- 4 収益事業会計の決算上生じた剰余金は、これを基本財産又は運用財産中の積立金に編入し、この法人の設置する学校の運営に充てなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第 32 条 この法人の財産目録・貸借対照表及び収支計算書・事業報告及び役員等名簿（理事・監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告者・役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第 33 条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、延滞なく、インターネットの利用により、

当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けた時、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録・貸借対照表・収支計算書・事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めた時 当該報酬等の支給の基準

（役員の報酬）

第34条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（資産総額の変更登記）

第35条 この法人の資産総額の変更は毎会計年度末の現在により会計年度終了後4週間以内に登記しなければならない。

（会計年）

第36条 この法人の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

（解散）

- 第37条 この法人は、私立学校法第50条第1項第2号から第6号までに掲げる事由によるほか、理事3分の2以上の議決及び評議員会の議決によって解散する。
- 2 前項の事由による解散は、所轄庁の認可を受けなければその効力を生じない。
 - 3 目的たる事業の成功の不能による解散は理事の3分の2以上の議決がなければならない。
 - 4 前項の事由による解散は、所轄庁の認定を受けなければ、その効力を生じない。

（残余財産の帰属者）

第38条 この法人が、解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における残余財産は学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは、公益財団法人のうちから解散のときにおける理事会において理事総数の3分の2以上の議決によって選定したものに帰属する。

（合併）

第39条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の理事の議決を得て所轄庁の認可を受けなければその効力を生じない。

第7章 補則

(寄附行為の変更)

第40条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の理事の議決を得て、所轄庁の認可を受けなければならない。

(書類及び帳簿の備付)

第41条 この法人は次の各号に掲げる書類及び帳簿を常に事務所に備えておかなければならない。

- (1) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は新富幼稚園の掲示板に掲示して行う。

(施行細則)

第43条 この寄附行為、その施行についての細則は理事会において定める。

(責任の免除)

第44条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して、特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般財団法人及び一般社団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

附 則

この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

理事（理事長）	清	吉次
理事	清	シズ子
理事	杉田	清
理事	小嶋	達雄
理事	宮本	静男
監事	橋口	正博
監事	三好	定年

昭和44年 2月 8日 認可

昭和44年 2月21日 登記済

宮崎県知事認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。